

○呉市港湾管理条例

昭和30年3月22日条例第5号

改正

平成26年6月24日条例第23号

呉市港湾管理施設使用条例の全部を改正する条例をここに公布する。

呉市港湾管理条例

第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、別に定めがあるもののほか、市の港湾施設の設置及び管理並びに港湾区域の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

**第2条** 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。

- (1) 岸壁、栈橋（可動橋を含む。）及びドルフィン
- (2) 物揚場
- (3) 浮栈橋
- (4) 駐車場
- (5) 荷役機械
- (6) 荷さばき地
- (7) 上屋
- (8) 待合所
- (9) 船舶給水施設
- (10) 事務室及び店舗
- (11) 緑地
- (12) 港湾施設用地

2 施設の名称及び位置は、市長が定める。

(港湾区域)

**第2条の2** 市の管理する港湾区域は、別表第1に定める水域とする。

第2章 港湾区域の管理

(船舶入出港の届出)

**第3条** 船舶が港湾区域内に入港し、又は港湾区域内から出港するときは、市長に届け出なければならない。

(港湾区域内における営業)

**第4条** 港湾の区域内において、停泊する船舶に交通して、次の各号に掲げる営業を行う者は、市長の定める事項について届け出なければならない。

- (1) 物品の販売、修繕
- (2) 理髪、クリーニング、船舶の消毒、塵埃の処理

2 市長は、届出の営業に関し、改善すべきことを認めるときは、業者に対し改善の勧告をすることができる。

(係員の指揮)

**第5条** この条例及びこの条例の施行規則に関して行う係員の指揮には、これに従わなければならない。

2 前項の係員は、その身分を証するため、制服を着用し、又は証票を携帯しなければならない。

(制限区域)

**第5条の2** 市長は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定による水域指標対応措置として、港湾区域内に同条に規定する制限区域（以下「制限区域」という。）を設定するものとする。

2 市長は、前項の規定により制限区域を設定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、設定した制限区域の変更又は設定の解除について準用する。

### 第3章 港湾施設の使用

(使用の許可)

**第6条** 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。

(施設の変更等制限)

**第7条** 許可を受けないで、施設又は附属の設備を変更し、又は工作物その他の施設を設置してはならない。

(使用禁止物件等)

**第8条** 次の各号のいずれかに該当するものについては、市長は、施設の使用を禁止し、物件の撤去又は移動を命ずることができる。

- (1) 爆発若しくは発火性のもの又は劇薬若しくは毒物であつて取扱上危険と認めるもの
- (2) 他の貨物を汚染するおそれのあるもの
- (3) 伝染病毒を媒介し、又は伝ばさせるおそれのあるもの
- (4) 載荷重、重量を超え、又は施設をき損するおそれのあるもの
- (5) その他施設の管理上支障があるもの

(緑地の使用制限)

**第9条** 緑地において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。

2 緑地においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 緑地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、緑地の管理に支障のある行為をすること。

(職権執行)

**第10条** 次の各号のいずれかに該当し、処置に急を要するときは、市長は、当該物件を収容し、又は処分することができる。

- (1) 所有者又は管理者を明示しないで施設内に放置したもの
- (2) 第8条の規定による命令を履行しないとき。

2 前項の規定による収容又は処分に要した費用は、義務者から徴収する。

(原状回復の義務)

**第11条** 使用者が施設の使用を止めたときは、自己の費用で原状に回復して、検査を受けなければならない。

(権利の譲渡等禁止)

**第12条** 使用者は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

(使用停止等)

**第12条の2** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、港湾施設の使用を停止させ、若しくは使用場所を変更させ、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可申請に不正があったとき。
- (2) 指定の期間内に使用料を納付しないとき。
- (3) 港湾施設の保全又は保安の確保のため必要があると認めたとき。
- (4) その他公益上市長が必要と認めたとき。

(使用料)

**第13条** 使用者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、駐車場並びに事務室及び店舗については、同表に掲げる額の範囲内で市長の定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

**第14条** 国及び地方公共団体が使用するとき、又は天災その他特別の事由があると認めるときは、市長は、使用料を減免することができる。

(徴収の方法)

**第15条** 使用料は、使用を許可したとき徴収する。ただし、使用者の申請により、市長において特別の事由があると認めるときは、後納により使用料を徴収することができる。

(使用料の還付)

**第16条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(占用料)

**第16条の2** 市長は、港湾区域内の水域（水域の上空100メートルまでの区域及び水底下60メートルまでの区域を含む。以下同じ。）又は公共空地の占用について港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の許可を受けた者（以下「占用者」という。）から別表第3に定める額の占用料（以下「占用料」という。）を徴収する。

2 第14条から前条までの規定は、占用料について準用する。

(使用の特例)

**第17条** 市長は、一般の公衆の利用に供することを要せず、又は自から運営することを相当としないと認められた施設は、公共の利益を増進する目的に供することを条件として貸付け又は経営の委託をすることができる。この場合の貸付け又は経営の委託に関しては、市の契約に関する規定による。

#### 第4章 損害及び補償

(損害の責任)

**第18条** この条例に基づく施設の使用及び処分により生じた損害については、重大なる過失が認められない限り、市はその責任を負わない。

(損害の弁償)

**第19条** 使用者又はその代理人若しくは使用人その他の従業者が施設を損傷し、又は滅失したときは、いかなる理由があつても、使用者は、直ちにこれを原状に回復して、検査を受けなければならない。ただし、市長の算定した費用の相当額を弁償金として納付したときは、その責任を免除せられる。

2 前項の規定に対し使用者がその義務を履行しないときは、市において執行し、その費用を義務者から徴収する。

#### 第5章 罰則その他

(過怠金)

**第20条** 市長は、詐欺その他の不正な行為により使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）の徴収を免かれた者から、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(督促)

**第21条** 使用料等及び過怠金を、納期限までに完納しないときは、納期後20日以内に15日以内の納期を定めて、督促状を発しなければならない。

(延滞金)

**第22条** 使用者又は占用者若しくは過怠金納入義務者が納期限後その使用料等を納付し、又は過怠金を納入する場合においては、当該使用料等又は納入金額にその期限の翌日から納付又は納入の日までの期間に応じ、当該金額（全額が2,000円未満であるとき又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から

1月を経過するまでの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(滞納処分)

**第23条** 第21条の規定による督促を受けた者が、督促状の指定期限までに納付金又は納入金を完納しない場合は、指定期限後60日以内に滞納処分に着手する。

(過料)

**第24条** 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を追徴するほか、5万円以下の過料を科する。

- (1) 許可を得ないで施設を使用したとき。
- (2) 詐欺その他不正の手段により施設の使用許可を受けたとき。
- (3) この条例又はこの条例の施行に関する規則の処分に違反したとき。

(規則への委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行の期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の際、現に許可を受けているものは、施行の日においてそれぞれ従来条件で、その残存期間中許可を受けたものとみなす。
- 3 当分の間、起伏式天井型25トンの起重機の使用料の額は、別表起重機の項に掲げる額の半額とする。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

付 則 (平成19年12月25日条例第52号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定及び別表第2の改正規定(ドルフィンの係船料を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年10月2日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の呉市港湾管理条例附則第4項の規定及び第2条の規定による改正後の呉市天応棧橋管理条例付則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則 (平成25年12月20日条例第52号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年6月24日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1（第2条の2関係）

1 重要港湾

港名	港区名	水域
呉港	呉港区	吉浦町の西南豆倉鼻から199度1,800メートルの地点まで引いた線，同地点から警固屋町舞々尻鼻（北緯34度12分15秒東経132度32分45秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	広港区	広町東南下猫崎から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広東大川鉄道橋下流の河川水面
	仁方港区	川尻町小仁方の犬戻が鼻から265度に引いた線，同線に仁方町と川尻町との海岸線の境界点から垂直に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

2 地方港湾

港名	水域
吉悪港	仁方町と川尻町との海岸線の境界点と同町小仁方の女猫島南端とを結ぶ線，同島南端と同町小仁方の犬戻が鼻とを結ぶ線，同町小仁方の犬戻が鼻と丸岩鼻とを結ぶ線及び陸岸により囲まれた海面
小用港	北緯34度14分30秒東経132度43分15秒の地点を中心として，半径800メートルの円弧と陸岸により囲まれた海面
波多見港	音戸町高須3丁目4537番地の5地先（双見ノ鼻）と小アジワ島北端を結ぶ線，同島南端と大浦崎北東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海面
奥の内港	音戸町畑1丁目5770番地の8南端から237度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
袋の内港	倉橋町袋の内防波堤基底部（北緯34度6分36秒東経132度32分35秒）を中心とする半径750メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面
大迫港	倉橋町字倉橋火山高処（北緯34度6分44秒東経132度34分44秒・標高406メートル）から93度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表第2（第13条関係）

港湾施設使用料

施設	種別	単位	金額	摘要	
岸壁，物揚場及び棧橋（可動橋を除く。）	使用料	船舶			1 外航船舶（国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送に携わる船舶をいう。以下同じ。）を除く船舶にあつては，2.6円については0.2円を，3.4円，3.8円についてはそれぞれ0.3円を，5.0円については0.4
		総トン数1トンにつき			
		水深4.5メートル未満			
		係留12時間まで		2.6円	
		係留12時間を超え24時間まで		3.4円	
		係留24時間を超え24時間までごとに		3.4円	
水深4.5メートル以上7.5メートル未満					
係留12時間まで		3.8円			
係留12時間を超え24時間まで		5.0円			
係留24時間を超え24時間までごとに		5.0円			

		水深 7.5メートル以上 係留12時間まで 係留12時間を超え 24時間まで 係留24時間を超え 24時間までごとに 積荷又は揚荷 1回1平方メートルにつき 6時間まで 6時間を超え24時間までごとに	5.0円 6.7円 6.7円 無料 3.4円	円を, 6.7円については0.5円を加算した額とする。 2 翌日以降の荷役を目的として午後5時以降に船舶を係留する場合は, 当該係留を開始した日の翌日の午前8時から使用したものとみなす。
フェリー岸壁	係船料	係留24時間までごとに総トン数1トンにつき	3.7円	1日16回以上の定期航路に専用させる者については, 2割を減額する。
可動橋	使用料	使用1回ごとに総トン数1トンにつき	3.0円	
ドルフィン	係船料	係留24時間までごとに総トン数1トンにつき	1.8円	
浮棧橋	係船料	定期船 係留1回総トン数1トンにつき 3時間まで 3時間を超え24時間までごとに 不定期船 係留1回総トン数1トンにつき 3時間まで 3時間を超え24時間までごとに	3.0円 3.7円 3.7円 7.2円	
	入場料	6歳以上の者1人1回につき	50円	
駐車場	駐車料	定期駐車 1台1か月につき	10,000円以内	施設の使用者に限る。
		一時駐車 1台1時間につき	200円以内	
起重機	使用料	起伏式天井型25トン 1台1時間までごとに	5,760円	
荷さばき地	使用料	1平方メートル1日につき	5.3円	
上屋	使用料	1平方メートル1日につき 1級上屋 2級上屋	44円 25円	月の初日から月の末日まで引き続き使用する者については, 3割を減額する。
船舶給水施設	使用料	接岸給水 1立方メートルまでごとに(水料とも)	454円	1 外航船舶を除く船舶にあつては, 36円を加算

				した額とする。 2 午後5時30分から翌日の午前7時までの間に使用する場合は、5割増しとする。
事務室及び店舗	使用料	事務室 1平方メートル1か月につき 店舗 1平方メートル1か月につき	2,000円以内 2,000円以内	電灯, 電力, ガス, 水道等の設備がある場合, その使用による料金は, 使用者の負担とする。
緑地	使用料	1 露天営業その他これに類するもの 1平方メートル1日につき 2 行商, 募金又は業として写真を撮影するもの 1人1日につき 3 業として映画を撮影するもの 1日につき 4 興行, 展示会その他これらに類する催しをするもの (1) 入場料の類を徴収しない場合 1平方メートル1日につき (2) 入場料の類を徴収する場合 1平方メートル1日につき	57円 350円 5,292円 22円 56円	
港湾施設用地	使用料	1平方メートル1か月につき	100円	

備考 使用料の額の算定に当たり、単位に1時間未満、24時間未満、1日未満、1か月未満、1トン未満、1平方メートル未満又は1立方メートル未満の端数があるときは、それぞれ、1時間、24時間、1日、1か月、1トン、1平方メートル又は1立方メートルとする。

別表第3 (第16条の2関係)

区分		単位	金額
1	網干場, 貯木場, 起重機及び栈橋の施設を設置する場合	1平方メートルにつき年額	55円
2	浮栈橋を設置し, 又は起重機船, 浮ドック等の定係場とする場合	1平方メートルにつき年額	55円
3	水底電線, 水底管等を設置する場合	1メートルにつき年額	15円
4	電柱, 同支柱, 鉄塔, 標柱, 係留くい及び浮標の類を設置する場合	1本又は1個につき年額	165円
5	その他の場合	1平方メートルにつき年額	90円

備考

- 1 占用料の額の算定に当たり、単位に1平方メートル未満又は1メートル未満の端数があるときは、当該端数はそれぞれ1平方メートル又は1メートルとする。
- 2 占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、その占有期間又はその端数の期間の占用料は、月割りにより計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。